

## 第17回 村上市議会改革調査特別委員会記録

1 日 時 令和6年1月15日(月) 午後 3時00分

2 会 場 村上市役所 第1委員会室

3 報告

(1) 調査結果等の報告

4 協議事項

(1) 常任委員会の構成について

(2) タブレット端末の運用規程について

(3) その他

5 出席委員(8名)

1番	鈴木一之君	2番	高田晃君
3番	河村幸雄君	4番	鈴木いせ子君
5番	木村貞雄君	6番	本間善和君
7番	尾形修平君	8番	長谷川孝君

6 欠席委員(なし)

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 委員外議員

副議長 大滝国吉君

9 議会事務局職員

局長 内山治夫

次長 鈴木渉

書記 中山航

---

(午後 3時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

長谷川委員長 本日の委員会は、前回の調査内容を確認した後、次第に記載のとおり2項目についてご協議をいただくこととしているので、よろしくお願いいたします。

---

3-(1) 調査結果等の報告

長谷川委員長 初めに次第の2、報告だ。(1)調査結果等の報告について、事務局から説明をお願いいたす。

事務局 局長 ご苦勞様である。それでは、資料をご覧いただき、第16回議会改革調査特別委員会の概要をご覧いただきたいと思う。開催日は12月8日である。(1)といたして、議員定

数の削減についてであるが、議員定数を 20 人とするパブリックコメントを実施した結果、17 件の意見の提出があり、その意見に対する市議会の回答内容を決定いただいた。またそのパブリックコメントに寄せられた意見とその回答については、事前に全議員にお知らせした上で、12 月 19 日以降にホームページ上で公開することをご決定いただいた。これについては 12 月 19 日に全員協議会で議員の皆様にお知らせした上で、当日の夕方からホームページ上で公開をいたしているところである。パブリックコメントを経て本委員会の方向性を再確認したところ、全会一致で今定例会の最終日に上程することと決定いただいた。なおその後、皆様ご承知のとおり 22 日最終日に上程されて、賛成多数で可決されたところである。その他については特になかった。以上で報告を終わる。

---

#### 4－（１）常任委員会の構成について

長谷川委員長 次第の 3、協議に移る。協議事項の（１）常任委員会の構成についてを議題といたす。このことについては、本年 4 月 27 日から任期開始となる第 5 期の村上市議会から議員定数 20 人になることを踏まえ、委員会の構成についてご協議いただき、委員会条例改正の方向性についてご協議いただきたいと思う。初めに、事務局から資料の説明をお願いします。

事務 局長 それでは新潟県内 20 市議員定数及び委員会定数についての資料をご覧いただきたいと思う。これについては、村上市議会の各委員会の定数を定めるにあたって、昨年 12 月現在において、条例によって確認させていただいた県内の 20 市の状況である。まず一番左側、定数順位ということで、1 番から番号を振らせていただいている。これについては、議員定数の多い順から、上から順に並べさせていただいている状況である。それから、議員定数の欄については、条例定数の現状であるし、そこから、その隣の常任委員会名及び定数については、各市の委員会条例で定められている、委員会の名称を簡略したものであるが、それと、各委員会の定数を表示している。そのほか、委員会条例には、議会運営委員会の定数、それから資格審査特別委員会、懲罰委員会の定数も定められているので、それらも併せてご検討いただくために調査をさせていただいた。まず初めに常任委員会についてであるが、常任委員会については、一番上から新潟市、長岡市、上越市までの 3 つの自治体においては、4 常任委員会ということである。それから、4 番から 14 番目までの魚沼市までの議会については、3 常任委員会ということ、新発田市議会は 25 人であるがそこから魚沼市議会の 18 人までについては、県内の市の場合には 3 常任委員会体制となっている。それから 15 番目から下、見附市 17 名議員定数であるがそこから加茂市さんまで、加茂市は定数 15 名であるが、そこまでについては、3 常任委員会ということでは維持できないというふうなことから、2 つの常任委員会としているところが多くなっているし、18 番目 19 番目、阿賀野市さんと胎内市さんにおいては、3 常任委員会としているが、こちらについては、1 人が 2 つの委員会に所属するという形で行っている。それから議会運営委員会については、新潟市が最大で 13 名ということ

になっているし、それから最少となると10番目の佐渡市が6名。それから、20番目の加茂市が6名ということでこちらが最小の人数となっている。資格審査特別委員会及び懲罰委員会については、これも最大が15人ということで、これが新潟市と新発田市が15名となっているし、最小については胎内市さんのほうが6名というふうな構成になっている。以上これら常任委員会の定数と、それから議会運営委員会合わせて、資格審査及び懲罰委員会についても、この委員会の中で方向性をご検討願えればと思っている。以上である。

- 長谷川委員長 ただいまの事務局の資料説明について、質疑を行う。ご質疑はないか。
- 尾形 修平 来年4月というか改選後からは人数が2人減るのだけれども、一応、よその自治体のこの20名ってやつを見ると、議長もみんな含まれているという格好だよな、局長。委員会に所属するという格好になっていると思うのだけれども。
- 事務局 議長については備考の欄に書いているが、柏崎市さんにおいては、米印に書いてあるとおり、議長を除くということで、22名であるので、議長についてはすべての委員会から除外する形になっているし、それから18番目19番目の阿賀野市さん胎内市さんにおいても、議長は除くということになっている。それ以外については原則的に議長も各常任委員会に入るといふ形である。以上だ。
- 尾形 修平 そういうことであれば、村上市も現状議長は総務文教常任委員会に入っているという形になっているので、それを踏まえて。あと人数の件だけれども、ここにあるように、燕市みたいに、7、7、6。市民厚生常任委員会が7で経済建設常任委員会だけが6名という格好がいいのかなって私的には思うのだけれどもいかがだろうか。
- 長谷川委員長 ちょっと待ってください。それはこの次の委員会構成についてのところで。
- 尾形 修平 今は何を議論する。
- 長谷川委員長 今は資料説明の中で何かないかっていうだけ。ないよね。
- 尾形 修平 そうであればない。
- 長谷川委員長 それでは委員会の構成について、今副委員長が話したような内容のことなのだが、皆様のご意見を伺いたいと思う。ご意見はないか。
- 尾形 修平 例に倣って、燕市さん20名、五泉市さん20名ということで、7、7、6の構成でいいのかなというふうに私は思う。
- 長谷川委員長 ほかにないか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）
- 長谷川委員長 では7、7、6という形で、よろしいということなのでそのような形で進めたいというふうに思う。議会運営委員会と資格審査、懲罰委員会についてはどのように計らえばよろしいだろうか。
- 鈴木 一之 議会運営委員会の委員の顔ぶれというのは、各会派からの人たちというか、格好であるのが今、原則的だと思っておるので、これまた会派もこの改選なった後の会派構成がどのようにになっているのかというのも一つ、これからの難題ではないだろうかということであって、これが8人になるのか7人にといいことも、やっぱり今現在で考えていかな

ければならないことであるだろうか。

長谷川委員長 結局会派いくつになるか分からないけれども、議会運営委員の人数というのは、今回決めなきゃ駄目だか。

事務 局長 会派の数にとらわれず、こういった条例上の人数というものは定められるべきものであると思っているし、また会派から何名を出すかということでその辺については解消していけばいいのかなと思っている。参考に、議会運営委員会のほうについては、他の市町村を見させていただいても、そう変更するほどの要素もないかなというふうには感じているが。資格審査、懲罰委員会については、これは10名でその後、議員定数が減ってきてからも調整していないかなと考えているので、この辺については、先に制定いただいた倫理条例のほうの審査会については、8名ということで決定させていただいているし、その辺、こちらのほうが10名でいいのかあるいは減らしたほうがいいのか、その辺ご議論いただければと感じているところである。以上である。

長谷川委員長 どなたかご意見あるか。

高田 晃 今議会運営委員会の人数について会派からのということだが、局長の話を知ると議会運営委員会は、これ見ても今の数でいいのかなというふうに思うし、資格審査、懲罰委員会については、これも局長の話でいうと、10から8ぐらいでもいいのかなというふうには思った。

尾形 修平 今出ているのが資格審査、懲罰委員会ということで出ているけども、局長が言っているのは特別委員会も含めてという話で、理解していいのだろうか。

事務 局長 特別委員会についてはそれぞれの考え方で制定されるべきと思うので、いろいろな形があってもよいかと思っているし、これはあくまでも資格審査特別委員会、それから懲罰特別委員会の人数を定めるものと考えている。

尾形 修平 今村上市が持っている特別委員会が、高速交通等対策と、再生可能エネルギー等調査。再エネは全員でやっているの、高速交通が今10名ということでやっているの、それに関しては、私も逆に人数が減ることによって、8名でもいいのかなと。鶴岡市さん確か8名だったと私は記憶しているのだけれども。全部8、8、8というかね、統一したほうがいいのかと思うので。

(何事か呼ぶ声あり)

事務 局長 特別委員会については、必要な人数をその都度定めればよいと考えているので、この委員会条例で定める、特別委員会の中でも特別な議会運営委員会と、議会運営委員会は特別委員会ではないが、資格審査、それから懲罰委員会については特別委員会の中でも特別な、また委員会であるのでここだけは人数を定めておくということが適切であると思っている。

長谷川委員長 ということなので議会運営委員会の人数と、資格審査、懲罰委員会の人数についても1回皆さんにお諮りするけれども。

尾形 修平 今のところは現状維持ということだよな。

高田 晃 いや、減らしてもいいのではないかな。

(何事か呼ぶ声あり)

長谷川委員長 では8、8という形でよろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

長谷川委員長 それでは以上のとおりとさせていただきます。

---

#### 4－(2) タブレット端末の運用規程について

長谷川委員長 次に協議事項の(2) タブレット端末の運用規程についてを議題といたす。初めに、事務局から資料の説明をお願いします。

事務 局長 それでは次の資料、村上市議会タブレット端末運用規程案ということで、ご覧いただきたいと思う。これからタブレット導入が進むにあたって、やはりこういった運用規程というものが必要であろうということで事務局のほうでちょっと調査をしていて、各市いろいろな形で定めてはいるが、当市の定め方としては運用規程という形が適切かなということで、検討しているところである。先進自治体等の調査をさせていただきながら、こういった原案を作らせていただいたところであるので、本日皆様に初めてご覧いただくわけであるが、これをたたき台として、また今後、修正点があれば修正をお願いしたいと思う。不足な点があればまた追加ということでも考えていただければと思っている。内容については、第1条ということで、趣旨の部分述べさせていただいて、第2条については、用語の定義ということで、タブレット端末から5項目にわたって定義をさせていただいているところである。それから第3条については、タブレット端末の貸与についての規定であるし、第4条についてはタブレット端末の管理等ということでの規定である。この中では一番下の第4項をご覧いただくと、使用者はタブレット端末を紛失し、または破損したときは、村上市議会タブレット端末紛失、破損届出書により直ちに議長に届け出なければならないというふうなことを規定させていただいているし、続いて、この場合においては、使用者は紛失または破損により有償の措置が必要になったときは、修理等に要する費用の実費を負担しなければならないというふうなこともさせていただいている。また次の第5条については遵守事項ということで羅列させていただいている。第6条については使用上の禁止事項ということで4項目挙げさせていただいているし、第2項では、使用者はタブレット端末にアプリケーション等をダウンロードするときは議員活動等に必要な範囲に限るものとするということで項目を入れさせていただいている。以前の会議でもこの辺のところ、具体的にある程度必要かなというご意見もいただいたところであるが、タブレット端末を操作する段階において、ホームページ等いろんなページを見たいといったときにやはり、その場でどうしてもアプリをインストールしなければ見れないというふうな場合もあるので、あまり厳密に、全部禁止ということについては、ちょっと不都合が生じるかなというふうに感じている。そういったことで、有料サイトへの閲覧といったことについては、やはり問題を回避する必要もあろうかと思うので、使用料金については、議会費の中から引下げするわけだけ

ども、そういったこのタブレットの通常の通信にかかわらない部分について、個人で勝手に登録できないような方策については、通信上のIDの管理等で対応できるものと考えているので、そちらのほうはそれまでに準備させていただきたいと考えている。それから第7条については、会議中における禁止事項ということで6項目ほど挙げさせていただいている。これについては1番といたしては電子メールの送受信。それから(2)番といたしては、ソーシャルメディアへの投稿。こういった各市議会の問題となるようなことについては禁止事項として挙げさせていただいている。それから、第8条については、違反行為に対する措置ということで、違反行為があったときには、議長からの厳重注意をするんだということが定められている。それから、第9条については、事務連絡ということで、連絡の方法について3項目ほど規定させていただいている。それから次のページからについては、その様式の部分。タブレット端末の紛失等の様式等を定めさせていただいたものを参考につけさせていただいている。説明は簡単だが、以上とさせていただいて、こちらについて、何か不足な点等、修正が必要な点あったら、来週中ぐらいをめぐりに事務局のほうへご連絡いただければと考えているが、説明としては以上である。

- 長谷川委員長 ただいまの事務局の資料説明について、質疑を行う。ご質疑のある方いるか。
- 尾形 修平 7条の4番、通話とあるけど、今このタブレットというのは通話ができるものなのか。
- 事務局 局長 これは電話回線を使つての通話はできないけれども、アプリを使ったアプリ上の通話ができるということである。
- 鈴木 いせ子 これを持ち運びするときのケースというのは、細かいのだけれども、どのように・・・
- 事務局 局長 一応ケースについても、経費の中で消耗品として購入する予定でいる。
- 長谷川委員長 ほかにあるか。
- (「なし」と呼ぶ声あり)
- 長谷川委員長 それでは何かある方は来週中までに事務局までお願いいたす。それでは以上のおりとさせていただきます。

---

#### 4-(3) その他について

- 長谷川委員長 次に(3)その他について、事務局、皆さんから何かないか。事務局何か。
- 事務局 局長 ありません。
- 長谷川委員長 皆さんから何かあるか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 長谷川委員長 最後に次回委員会の開催日時を協議いたす。事務局から次回開催日時について何かあれば。
- 事務局 局長 次回なのであるが26日に臨時会を予定しているので、その終了後に、お願いできればと思っている。本日配付の運用規程のほうの確認をさせていただきたいと思っている。私先ほど来週中と申し上げたが、来週というともうその当日になってしまうので、申し訳

ないが今週中、19日までに何かお気づきの点があったらご連絡いただければと思っている。以上である。

長谷川委員長 何かあった場合には19日までなのでお願いします。1月26日臨時会終了後に、委員会を開催したいと思う。よろしいだろうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

---

委員長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午後 3時23分)